

矢巾町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和2年4月20日（月）午後1時30分から

2 開催場所 矢巾町役場 大会議室

3 出席委員（16人）

会長	16番 米倉孝一
会長職務代理者	15番 藤原由明
委員	1番 佐々木昭英
	2番 白澤和実
	3番 中川和則
	4番 阿部江利子
	5番 藤原弘也
	6番 藤原幸藏
	7番 藤井 満
	8番 藤原啓師
	9番 吉田 力
	10番 川村良道
	11番 村松とも子
	12番 佐藤俊孝
	13番 白澤克美
	14番 川村和男

4 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 会議書記の指名

日程第3 会期の決定

日程第4 業務の経過報告

日程第5 報告第1号 農地法第3条の3の規定による農地の相続届出について

日程第6 報告第2号 農地法第18条の規定による農地の合意解約について

日程第7 報告第3号 専決処理事項報告について

日程第8 報告第4号 転用許可等不要農地の現状変更完了届出について

日程第9 報告第5号 農地中間管理事業に伴う農用地利用配分計画の策定に対する意見決定の一部取消について

- 日程第10 議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請に対する
許否決定について
- 日程第11 議案第2号 農地法の適用外証明願いに対する許否決定について
- 日程第12 議案第3号 農用地利用集積計画に対する意見決定について
- 日程第13 議案第4号 農地中間管理事業に伴う農用地利用配分計画の策定に対
する意見決定について

5 農業委員会事務局職員

事務局長 高橋 保
主査 煙山 裕
主事 藤原 佳芳里

6 会議の概要

議長	<p>ただいまから令和2年第4回矢巾町農業委員会総会を開会します。</p> <p>なお、本日の総会は、新型コロナウイルス感染症予防のため、事前に議案書を送付しておりますので、議題についての朗読を省略し、時間短縮により進行いたします。</p> <p>質問、意見や討論等、発言の際は、挙手により発言の意思表示をお願いします。また、発言を許された方は議席番号と氏名を述べたうえで発言くださるよう、よろしくお願いします。</p> <p>ただいまの出席委員は16名であります。あらかじめ皆様にお配りしている日程に従いまして進めたいと思いますが、ご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	異議なしということで、日程に従いまして進めてまいります。
議長	<p>日程第1、議事録署名委員の指名についてですが、当職より指名することにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	それでは当職より指名します。14番川村和男委員、15番藤原由明職務代理者、1番佐々木昭英委員にお願いをいたします。
議長	<p>日程第2、会議書記の指名ですが、当職より指名することにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	それでは、当職より指名いたします。農業委員会事務局、煙山裕主査にお願いします。
議長	日程第3、会期の決定ですが、本日1日とすることにご異議ございませんか。
議長	(「異議なし」の声あり)
議長	それでは、本日1日と決します。

議長	日程第4、業務の経過報告ですが、今回は紙面での報告とし、説明を省略いたします。何か質疑がありましたら挙手願います。 (「なし」の声あり)
議長	では、次に進みます。
議長	日程第5、報告第1号、農地法第3条の3の規定による農地の相続届出についてを議題といたします。議題についての朗読は時間短縮のため省略いたします。
議長	それでは、質疑がありましたら挙手願います。 (「なし」の声あり)
議長	では次に進みます。
議長	日程第6、報告第2号、農地法第18条の規定による農地の合意解約についてを議題といたします。議題についての朗読は時間短縮のため省略いたします。
議長	それでは、質疑がありましたら挙手願います。 (「なし」の声あり)
議長	では次に進みます。
議長	日程第7、報告第3号、専決処理事項報告についてを議題といたします。議題についての朗読は時間短縮のため省略いたします。
議長	それでは、質疑がありましたら挙手願います。 (「なし」の声あり)
議長	では次に進みます。
議長	日程第8、報告第4号、転用許可等不要農地の現状変更完了届出についてを議題といたします。議題についての朗読は時間短縮のため省略いたします。

議長	それでは、質疑がありましたら挙手願います。 (「なし」の声あり)
議長	では次に進みます。
議長	日程第9、報告第5号、農地中間管理事業に伴う農用地利用配分計画の策定に対する意見決定の一部取消についてを議題といたします。議題についての朗読は時間短縮のため省略いたします。
事務局	はい、議長。
議長	はい、事務局。
事務局	補足説明でございます。この案件についてですが、令和2年第3回矢巾町農業委員会総会で意見決定をした計画であります。岩手県農業公社と配分予定者である〇〇〇〇〇との契約前に本人から、この土地を耕作することが困難になったと申し出があり、計画を一時取り消しとし、再度配分先を決めることになったため、今回報告とさせていただきます。以上でございます。
議長	それでは、質疑がありましたら挙手願います。 (「なし」の声あり)
事務局	では次に進みます。
議長	日程第10、議案第1号、農地法第3条の規定による所有権移転許可申請に対する許否決定についてを議題といたします。議題についての朗読は時間短縮のため省略いたします。
事務局	はい、議長。
議長	はい、事務局。
事務局	補足説明でございます。この案件につきまして、お手元の別添「農地法第3条調査書」の1ページをご覧ください。こちらをご覧いただきまして、農地法第3

	条第2項各号には該当しないと思われることから許可要件の全てを満たしているものと考えております。以上でございます。
議長	それでは質疑に入ります。質疑がありましたら挙手願います。 (「なし」の声あり)
議長	質疑なしと認めます。討論に入ります。討論がありましたら挙手願います。 討論ございませんか。 (「なし」の声あり)
議長	討論なしと認めます。それでは、挙手により表決に入ります。 議案第1号、農地法第3条の規定による所有権移転許可申請に対する許否決定について、許可する旨決するに賛成の委員の挙手を求めます。 (賛成者挙手)
議長	挙手全員ですので、許可することに決します。 次に進みます。
議長	日程第11、議案第2号、農地法の適用外証明願いに対する許否決定についてを議題といたします。議題についての朗読は時間短縮のため省略いたします。
事務局	はい、議長。
議長	はい、事務局。
事務局	この案件の申請位置でございますが議案第2号の次のページをご覧ください。 申請の位置は、役場の北西側約5キロに位置し、西側は町道大白沢6号線に隣接しています。市街化調整区域内であり、農地の中に宅地が点在しています。 農地区分につきましては、10ヘクタール以上の一団の農地であり第1種農地でございます。以上でございます。
議長	4月15日に適用外証明現地調査を行った、2番白澤和実委員、5番藤原弘也委員から調査結果を報告願います。

5番	はい、議長。
議長	はい、5番藤原委員。
5番	<p>はい、5番藤原です。それでは、現地調査を行った結果の意見を報告させていただきます。意見として4月15日に白澤委員と共に現地調査をいたしました。</p> <p>当該農地は、昭和62年に新築された当時から住宅用地として利用されてきました。この度、地目を確認したところ、農地であることが判明しました。20年以前からの案件であり、農地としての原状回復は著しく困難であります。意図的な違反転用の案件ではないため、農地法の適用外を証明するにあたり、止むを得ないと判断します。</p> <p>これは、改築する際に地目が農地であることが分かったとのことですのでご理解をいただきたいと思います。以上でございます。</p>
議長	その他、補足説明がありましたら説明願います。
	(「なし」の声あり)
議長	それでは、質疑がありましたら挙手願います。
	(「なし」の声あり)
議長	質疑なしと認めます。討論に入ります。討論がありましたら挙手願います。討論ございませんか。
	(「なし」の声あり)
議長	討論なしと認めます。それでは挙手により表決に入ります。
	議案第2号、農地法の適用外証明願いに対する許否決定について、証明を許可する旨決するに賛成の委員の挙手を求めます。
	(賛成者挙手)
議長	挙手全員ですので、証明を許可することに決します。
	次に進みます。

議長	日程第12、議案第3号、農用地利用集積計画に対する意見決定についてを議題といたします。議題についての朗読は時間短縮のため省略いたします。
事務局	はい、議長。
議長	はい、事務局。
事務局	この案件についてですが、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上でございます。
議長	それでは質疑に入ります。質疑がありましたら挙手願います。
	(「なし」の声あり)
議長	質疑なしと認めます。討論に入ります。討論がありましたら挙手願います。討論ございませんか。
	(「なし」の声あり)
議長	討論なしと認めます。それでは、挙手により表決に入ります。 議案第3号、農用地利用集積計画に対する意見決定について、妥当な計画であるとして意見する旨決するに賛成の委員の挙手を求めます。
	(賛成者挙手)
議長	挙手全員ですので、妥当な計画であるとして意見することに決します。 次に進みます。
13番	はい。
議長	はい、13番白澤克美委員。
13番	13番白澤です。次の案件は私に関係する案件ですので、退席の許可をお願いします。
議長	13番白澤克美委員の退席を許可します。

	また、議案第4号の詳細説明員で産業観光課職員を入席させますので、休憩といたします。
	(休憩 13時47分)
	(13番白澤克美委員 退席) (産業観光課：岩館貴紀主査 入席)
	(再開 13時48分)
議長	再開します。
議長	日程第13、議案第4号、農地中間管理事業に伴う農用地利用配分計画の策定に対する意見決定についてを議題といたします。議題についての朗読は時間短縮のため省略いたします。
議長	この議題に関しまして、産業観光課担当者から詳細説明をお願いします。
産業観光課	はい、議長。
議長	はい、産業観光課、岩館主査。
産業観光課	議案第4号につきましては、再配分の手続きとなります。現在の耕作者である○○○○○○○○○○より耕作地が飛び地となっていること等のため再配分の申し出がありましたため、計画案を作成したものとなります。 ○○○○○○○○○○○○○○は、対象の圃場がある○○地区の人・農地プランの中心経営体であり優先順位検討表の中の配分理由「地域内の話し合いによる中心経営体や適格法人への集積やその集積に協力するため」に該当しますので地域の担い手への再配分ということで○○○○への配分計画の案を作成しました。以上説明とさせていただきます。よろしくご審議の程お願いいたします。
議長	それでは質疑に入ります。質疑がありましたら挙手願います。
	(「なし」の声あり)
議長	質疑なしと認めます。討論に入ります。討論がありましたら挙手願います。

	<p>討論ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
議長	<p>討論なしと認めます。それでは、挙手により表決に入ります。</p> <p>議案第4号、農地中間管理事業に伴う農用地利用配分計画の策定に対する意見決定について、妥当な計画であるとして意見する旨決するに賛成する委員の挙手を求めます。</p>
	<p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>挙手全員ですので、妥当な計画であるとして意見することに決します。</p> <p>ここで、産業観光課岩館主査を退席させます。</p> <p>また、13番白澤克美委員が着席するまで休憩といたします。</p>
	<p>(休憩 13時50分)</p>
	<p>(産業観光課：岩館貴紀主査 退席)</p> <p>(13番白澤克美委員 着席)</p>
	<p>(再開 13時51分)</p>
議長	<p>再開します。</p> <p>以上で議事の全てを終了しましたので、総会は閉会といたします。</p> <p>皆さま、大変お疲れ様でした。</p>
	<p>終了 13時51分</p>

以上は、令和2年4月20日、矢巾町役場大会議室において開催された、令和2年第4回矢巾町農業委員会総会の経過及び結果であり、その相違なきことを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

議長 会長 _____

議事録署名委員 14番 _____

〃 15番 _____

〃 1番 _____